

# 災害時機械等賃貸借確認書

寒川町と寒川建築組合との災害応急対策に関する協定書に基づき、寒川町（以下「甲」という。）と寒川建築組合（以下「乙」という。）との間において建設機械等の賃貸借について次のとおり確認する。

第1条 災害時における応急仮設住宅の建設、公共施設の応急修理等を目的とする。

第2条 乙は、協定書第4条に掲げる機械等を甲に賃貸する。

第3条 賃貸借金は、その都度甲乙協議して算出するものとする。なお、取引に係わる消費税額は、消費税法第29条（昭和63年法律第108号）及び地方税法第72条の83項（昭和25年法律第226号）規定により算出したものとする。

2 賃貸借金は、甲が支払うものとする。

第4条 出動に要する燃料及び機械等の故障その他一切の費用については、乙の負担とする。

第5条 この契約において、甲乙間に紛争が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この確認書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年5月2日

甲 寒川町宮山165番地  
寒川町

寒川町長

山上貞夫



乙 寒川町宮山141番地1  
寒川建築組合

組合長

杉崎光雄

